

安芸太田町告示第81号

令和4年告示第58号（令和5年度及び令和6年度において町が発注する物品の販売等、小規模な施設修繕、役務の提供及び森林整備業務（以下「物品等」という。）の一般競争入札、指名競争入札又は随意契約に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請手続等）の追加申請期間について、次のとおり定めた。

令和5年3月23日

安芸太田町長 橋本博明

1 追加申請期間

令和5年4月3日（月）から令和6年9月17日（火）までに持参又は郵送等により提出すべき書類を安芸太田町総務課（広島県山県郡安芸太田町大字戸河内784番地1）に到達させなければならない（到達しない場合は、申請全体を無効とする。）。